

「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続きについて」の改正について

令和元年6月21日
日本工業標準調査会事務局

1. 改正の趣旨

特許権等を伴う工業標準を JIS として制定することが必要な場合において、特許権等の取扱いを明確にし、JIS 制定やその普及を円滑に進めるため、日本工業調査会標準部会の議決として「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続きについて(制定:平成 13 年 2 月、直近改訂:平成 24 年 1 月。以下「JISC パテントポリシー」という。)」が定められている。

JISC パテントポリシーは、これまで原則として ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通パテントポリシー(以下単に「共通パテントポリシー」という。)との整合性を確保する形で改訂されてきたところ、2015 年 6 月発効の共通パテントポリシーでは、実施許諾宣言の対象である特許権等が第三者に移転した場合の実施許諾宣言の義務の承継に関する改正が行われた。これは、2012 年に改訂された、特許権の移転時に権利承継者が実施許諾宣言に拘束される旨の規定の流れを受けつつ、これを明確化したものである。

今般、これら共通パテントポリシーの改正内容との整合を図るとともに、産業標準化法(昭和24年法律第 185 号。以下「法」という。)の改正に伴う技術的な修正(ex. 「工業標準」を「産業標準」へ変更)を行うため、JISC パテントポリシーの改正を行うものである。

2. 具体的な改正の内容

1) 特許権等を移転する場合の取扱いについて

日本産業規格制定・改正に関する特許権等の扱いに係る声明書(以下単に「声明書」という。)を提出した者が、その提出した声明書に係る特許権等を移転する場合において、権利承継者との間の移転書類に、当該権利承継者及び将来的な全ての権利承継者が当該声明書に拘束されることを確実にする旨の規定を含めるものとした。

(第2 JIS 制定後の手続き 2. 提出された声明書に係る特許権等が移転された場合の削除及び別添1、2様式「5. 特許権等を移転する場合の取扱い」を改訂)

2) 法改正に伴う技術的な修正

① 法改正に伴う用語の修正にあわせ、次の用語を改正する。

改正前の用語	改正後の用語
工業標準化法	産業標準化法
日本工業標準調査会	日本産業標準調査会
日本工業規格	日本産業規格

② 認定産業標準作成機関が JIS の制定を申し出た場合等の取扱いについて規定する。

(第1 JIS 制定までの手続き 2. 日本産業標準調査会に付議しない場合(第4頁)に規定)

3. 適用日

令和元年7月1日(改正法の施行日)

以上